

# 2023年度

## スポーツ健康学部 科目等履修生出願要項

### 科目等履修生とは

科目等履修生とは、本学の学生以外の者で一つまたは複数の授業科目を履修する者をいいます。  
「自由と進歩」の精神のもと、真理の探究と「進取の気象」によって、学術の発展に寄与し、「持続可能な地球社会の構築」に貢献することをミッションとして掲げる法政大学では、生涯学習社会における社会人等の勉学の機会を広く確保するために、本学で開講している多数の授業科目のうちから、正規の学生の学修を妨げない限り、教授会の議を経て所定の単位数までの履修を可能にしています。科目等履修が許可された授業科目については試験を受けることができ、合格すれば正規の修得単位として認定され、本人の申請により証明書も発行されます。

※ 履修証明プログラムの募集要項は本冊子とは異なります。  
保健体育センターにお問い合わせください。

# 法政大学

## 1. 出願資格

スポーツ健康学部では、スポーツ健康学部を卒業した者の科目等履修を教授会の議を経て許可します（面接等を行う場合があります）。

## 2. 出願期間 ※出願時期は年2回（春と秋）です。

### 春出願

2023年3月15日（水）～ 2023年3月20日（月）

郵送により出願書類をご提出ください。

願書の提出は、郵送（簡易書留）に限ります。出願締切日の消印有効としますが、締切日の前日および当日に郵送する場合は、必ず「速達・簡易書留」で郵送してください。

### 郵送先

〒194-0298 東京都町田市相原町 4342 法政大学スポーツ健康学事務課宛

### 秋出願

2023年9月1日（金）～ 2023年9月4日（月）

郵送により出願書類をご提出ください。

願書の提出は、郵送（簡易書留）に限ります。出願締切日の消印有効としますが、締切日の前日および当日に郵送する場合は、必ず「速達・簡易書留」で郵送してください。

### 郵送先

〒194-0298 東京都町田市相原町 4342 法政大学スポーツ健康学事務課宛

## 3. 出願書類

### 春出願

- 科目等履修願・履歴書（春入学用・秋入学用共通）…大学所定用紙（写真は出願前3ヶ月以内に撮影した、縦3cm×横3cmのもの。ただしスナップ写真、その他不鮮明なものは不可。）
  - ※ 記入には必ず黒ボールペンを使用すること（こすって消せるタイプのボールペンは不可）。
  - ※ 履修希望科目欄には、出願時において希望する春学期科目・秋学期科目・年間科目の全てを記入してください。秋出願における秋学期科目追加履修を除き、科目等履修願提出後に履修希望科目を追加・変更・取消することはできませんので、ご注意ください。
  - ※ 履歴書のローマ字名について姓はすべて大文字で表記し、名は最初の1文字だけを大文字にし、それ以外は小文字で記入してください（「パスポート」をお持ちの方はパスポート上の綴りにあわせて記入してください）。  
例）法政 太郎（ホウセイ タロウ）の場合  
（姓）HOSEI （名）Taro
  - ※ 保証人記入欄も必ず記入した上で提出してください。科目等履修生本人と連絡が取れなかった際の緊急連絡先として使用いたします。
- 最終学歴の卒業証明書、成績証明書、科目等履修時の成績証明書
  - ※ 前年度からの継続履修者は必要ありません。
    - ※ 教職・資格の履修相談希望者は、在学中及び卒業後修得分の「学力に関する証明書」を予め用意の上、スポーツ健康学部事務課に相談してください（詳細は「11. 教員免許取得希望の方へ（1）」参照）。在学時に修得済の科目であっても、法令改正等により、現在は教職・資格科目として無効になる科目が存在します。詳細は、スポーツ健康学部事務課や、「教職・資格課程履修要綱」（2023年度版は2023年3月中旬より本学デジタルブック閲覧サイト「HONDANA」にて公開予定）でご確認ください。
    - ※ 本学にて過去に科目等履修した際の成績証明書が必要な場合、発行には一週間程度の時間を要する場合がありますので、事前に余裕をもって用意するようにしてください。

- (3) 住民票の写し（コピー不可）  
 ※ マイナンバーが記載されていないものを提出してください。  
 ※ 外国人の方は在留資格及び在留期間の書いてあるものに限ります。  
 ※ 継続履修者は記載内容に変更がある場合のみ提出してください。
- (4) 他大学在籍者は、在籍大学における当該年度の履修登録単位数がわかる書類（様式不問）
- (5) 出願書類提出チェックリスト  
 出願書類提出チェックリストに必要事項を記入し、出願書類に同封してください。

### 秋出願 ※新規に履修を希望する場合

「春出願」の（1）～（5）に同じ。ただし、（1）の履修希望科目欄には、秋学期科目のみ記入することが可能です。

### 秋出願 ※春に出願し履修を認められた者が秋学期科目の追加履修を希望する場合

- (1) 科目等履修願・履歴書（秋学期科目追加用）…大学所定用紙（写真は出願前3ヶ月以内に撮影した、縦3cm×横3cmのもの。ただしスナップ写真、その他不鮮明なものは不可。）
- (2) 住民票の写し（コピー不可）  
 ※ 記載内容に変更がある場合のみ提出ください。

## 4. 履修科目

スポーツ健康学部主催科目・・・総合教育科目、専門教育科目  
 教員免許取得に必要な科目・・・教職及び教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目等  
 ※ 中学校教員免許については介護等体験が必修です  
 （詳細は「1 1. 教員免許取得希望の方へ（5）」参照）  
 資格取得に必要な科目・・・司書、司書教諭、社会教育主事・社会教育士、学芸員に関する科目  
 （学芸員の資格は市ヶ谷キャンパスのみ開講）

- ・科目の内容の詳細については履修要綱・シラバス（講義概要）等で確認してください。なお、3月中旬に履修要綱・WEBシラバスの公開を予定しております。
- ・科目等履修生は履修した授業科目につき試験を受けることができます。また試験に合格したときは、授業科目（単位）として認定し、本人の請求によって証明書を発行します。
- ・新型コロナウイルスの影響により、科目によっては、オンラインで授業が実施される可能性があります。最新の授業情報について、本学ホームページをご確認ください。

## 5. 履修の制限について

- (1) 1年を通じて30単位を超えて登録することはできません。他大学在籍者については、在籍する大学の当該年度の履修単位数を勘案して科目等履修を許可する単位数を決定します。
- (2) 全ての科目が履修可能であるとは限りません。  
 ※ 実習をともなう授業や少人数で行う授業については受け入れを制限する場合がありますので、スポーツ健康学部事務課に事前に相談してください。  
 ※ 秋出願においては、履修できない科目があります。詳しくは、スポーツ健康学部事務課に確認してください。
- (3) 教職・資格科目について  
 ① 教員免許取得に必要な科目  
 ※ 取得可能な免許種類はスポーツ健康学部スポーツ健康学科で取得可能な免許種類に制限されます。  
 ※ 教育実習・介護等体験については、①前年度に在籍し、②申込書を前年度にスポーツ健康学部事務課へ提出して③所定の条件を満たした者に限ります。前年度に本学に在籍していない方は受講できません。詳しくは、スポーツ健康学部事務課に相談してください。  
 ※ 教職に必要な数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作の科目（「情報リテラシーⅠ/Ⅱ」）については在学生在を優先としますので、ご了承願います。在学生の登録後、定員に空きがある場合にのみ、受講が可能となりますので、科目等履修願の曜日・時限は未記入のまま提出してください（詳しくはスポーツ健康学部事務課で相談してください）。  
 ※ 教職に関する証明書は、スポーツ健康学部スポーツ健康学科で取得可能な免許教科の証明書のみ発行可能です。

② 資格取得に必要な科目（司書、司書教諭、社会教育主事・社会教育士、学芸員）

※ **博物館実習Ⅲ**については実習前年度までに所定の条件を満たした方のみ受講可能です。また、実習前年度に「第1回博物館実習Ⅲ（受講準備）ガイダンス」に出席し、申込みを済ませておくことが必要です。そのため、実習前年度に本学に在籍しない方は、博物館実習Ⅲを受講できません。詳細は教職・資格課程履修要綱を参照してください。

※ **社会教育実習**については実習前年度までに所定の条件を満たした方のみ受講可能です。詳細は教職・資格課程履修要綱を参照してください。

※ 資格関係科目履修要項は3月中旬より本学デジタルブック閲覧サイト「HONDANA」にて公開予定です。

(4) 出願後に履修（希望）科目の追加・変更・取消を行うことは認められません。

## 6. 所属希望学部について

スポーツ健康学部所属します。

## 7. 選考及び許可通知（春出願：5月上旬予定／秋出願：10月上旬予定）

選考は提出された書類及び履修希望科目の受講人数等を勘案し各教授会にて行います。面接等を行う場合もあります。選考の上、科目等履修生として入学を許可された者には、春出願は5月上旬／秋出願は10月上旬に、本人宛て（履歴書記載の現住所またはEメールアドレス）に通知を送付します。入学手続きに関する書類も同封しますので、確実に書類を受取できる住所・Eメールアドレスを履歴書に記入してください。

※履修希望科目は、入学許可通知到着以前であっても、初回授業より出席して構いません。なお、授業開始日は、春学期は4月7日（金）、秋学期は9月20日（水）です。

※学生向け各種システムを利用できる「統合認証ID」の受領については、スポーツ健康学部事務課でご確認ください。

## 8. 入学手続き（春出願：5月下旬予定／秋出願：10月下旬予定）

履修を許可された者は、所定の期日までに下記の入学手続きを行ってください。所定の期日までに入学手続きを行わない場合、履修許可を取り消す場合があります。期日を厳守してください。

(1) 登録料、履修料及び実習費の納入

登録料、履修料（履修授業科目数に応じた金額）及び実習費を、許可通知に同封する「納金のご案内」に従って振り込んでください。※「9. 納入方法（5）」を併せて参照してください。

(2) 下記の書類をスポーツ健康学部事務課へ提出

a. 登録料、履修料及び実習費を振り込み後、ATMの納入明細票（利用明細票）のコピーもしくはインターネットバンキングの明細画面を印刷したものをスポーツ健康学部事務課に提出し、それと引き替えに科目等履修生証の交付を受けてください。

b. 住民票の写し(右記に該当の方のみ：「3. 出願書類（3）」で提出された後、記載内容に変更が生じた方)

※ マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

上記にかかわらず、秋出願のうち、春に出願し履修を認められた者が秋学期科目の追加履修を希望する場合は、以下の手続きは不要です。

・(1)のうち、登録料の納入。

・(2)のうちbの提出。ただし、記載内容に変更がある場合に限り、提出してください。

## 9. 登録料、履修料及び実習費の納入

(1) 登録料 10,000円

※ 前年度からの継続履修の場合も必要です。

※ 秋出願のうち、春に出願し履修を認められた者が秋学期科目の追加履修を希望する場合は、納入は不要です。

(2) 履修料（1科目あたり）

科目主催	年間科目	半期科目
スポーツ健康学部	93,380円	46,690円
文、キャリアデザイン、社会学部	83,100円	41,550円

※ 半期科目であっても、2時限連続授業については年間科目として扱います。

スポーツ健康学部	事前指導	27,700円
	教育実習	55,400円

### (3) 実習費

次の科目は(1)の登録料、(2)の履修料のほかに、以下の実習費が別途必要です。但し、介護等体験は、履修料は不要です。

(教職)

介護等体験	13,000円
-------	---------

(資格)

博物館実習Ⅲ ★1	年間科目	14,000円
-----------	------	---------

※ そのほか、別途実習料を徴収することがあります。

★1 例えば、博物館実習Ⅲを履修するためには、①登録料10,000円、②履修料83,100円、③実習費14,000円が必要です。

### (4) 教職課程費

科目等履修願の1. 目的において、「教育職員免許取得のため」にチェックされた方は、(1)の登録料、(2)の履修料、(3)の実習費のほかに、以下の教職課程費が別途必要です。金額は以下のどちらかとなります。

30,000円(新規登録料)	教職課程費を過去に納入したことがない方。または、納入したことはあるが学部を卒業してから1年以上経過して科目等履修生となる方。または、かつて科目等履修生であった際に教職課程費を納入したことはあるが、その後1年以上経過して再び科目等履修生となる方。
15,000円(継続登録料)	教職課程費を過去に納入済の方で、学部を卒業後継続して科目等履修生となる方。または、前年度に教職課程費を納入した上で科目等履修生になり翌年度継続して科目等履修生となる方。

※ 実習校が教育実習費を必要とした場合は、科目等履修生から直接実習校へお支払いいただきます。詳細はスポーツ健康学部事務課で確認してください。

### (5) 納入方法

登録料、履修料及び実習費等は、許可通知に同封する「納金のご案内」に従い、銀行のATMもしくはインターネットバンキングから振り込んでください。納入期間は許可通知、「納金のご案内」等で確認してください。

※ 登録料、履修料以外に必要な各実習費等も、上記「納金のご案内」記載の金額に含まれています。

※ 一旦納入された登録料、履修料及び実習費等は返金いたしません。

※ ATMでは10万円を超える現金での振り込みはできません。但し、現金ではなく預金口座を通じて振り込む場合には、原則としてこの制限はかかりません。詳しくは振り込みを行う銀行にお問い合わせください。

## 10. 外国人の履修受付について

- (1) 入学選考(面接等)を実施する場合があります。
- (2) 当該年度に1科目以上単位を修得しない場合は、次年度の受講を認めません。
- (3) 本科目等履修生制度では、原則として出願時点で科目等履修生として本学に在籍する期間(春学期は春学期授業期間末日、秋学期は秋学期授業期間末日まで)以上の期間を日本に滞在可能または更新可能なビザを有していることを条件とします。本科目等履修生として在籍することによって、在留資格(留学)の取得や在留期間の更新はできません。また、所属機関を本学に変更することもできません。
- (4) 証明書等の発行は科目等履修受講手続き完了後となります。

## 11. 教員免許取得希望の方へ

- (1) 教員免許取得に必要な科目を確認するために「学力に関する証明書」を必ず申請いただき、確認の上、出願してください。

※ 「学力に関する証明書」(1部:200円)は申請いただいた日から発行までに1週間程度を要します。

- (2) 出願する際は、スポーツ健康学部事務課に必ず履修相談をしてください(特に履修すべき課程表の確認)。

- (3) 教職課程を履修する場合、科目等履修生出願年度ごとの、スポーツ健康学部スポーツ健康学科における出願年度の入学者に適用される課程表に沿って、科目履修してください。在学時の課程表ではありません。複数年度にわたって課程表上の必修・選択必修科目の内容を満たそうとすると、見るべき課程表が変わった場合、修得すべき科目内容が変更になることがあります。その際は、前年度までに修得した必修・選択必修科目が無効になり、新たな科目を履修しなくてはならなくなることもあり得ます。そのため、特に必修科目や選択必修科目は、単年度で修得できるようにして下さい。

- (4) 2019年4月に新たに改正された法律(新法)が適用になりました。2018年度までに旧法課程で教員免許状取得に必要な単位を修得しきれなかった場合、新法が適用され、修得すべき科目が増えますので、注意してください。なお、旧々法課程は2005年度で移行期間が終了していますので、旧々法課程で修得しきれなかった場合も新法が適用されます。

- (5) 介護等体験実施対象者：1998年4月入学者より中学校の免許取得予定の方は、介護等体験が義務づけられています。(詳しくは教職・資格窓口にお問い合わせください)

## 12. 資格(司書、学芸員、司書教諭、社会教育主事・社会教育士)取得希望の方へ

### (1) 司書・学芸員

2009年4月の各施行規則の一部改正により、2012年度から、新課程が適用され、司書、学芸員の資格取得に必要な科目が変更になりました。2012年度以降は、旧課程で修得済の単位は一部を除いて、新課程の科目に読み替えが可能です。新課程の複数の科目の履修も必要となります。

### (2) 司書教諭

2002年3月迄で1999年3月以前に履修済みの司書教諭科目の読み替え(みなし措置)については消滅しました。よって1999年3月以前に履修した科目について同名のものでも再度履修しなければなりませんので注意してください。従って修了証書の申請は現課程のみとなります(修了証書を取得しなければ司書教諭の資格は取得できません)。

### (3) 社会教育主事・社会教育士

2020年4月の各施行規則の一部改正により、2020年度から、新課程が適用され、社会教育主事の資格取得に必要な科目が変更になりました。2020年度以降は、旧課程で修得済の単位は一部を除いて、新課程の科目に読み替えが可能です。新課程の複数の科目の履修も必要となります。

## 13. その他

- (1) 科目等履修生には、通学定期や教育実習に関する「通学証明書」や「学割証」は発行しません。
- (2) 出願にあたって必要な氏名、住所その他の個人情報、科目等履修生としての学籍管理及び関連する業務を行うために利用し、他の目的では使用いたしません。
- (3) 科目等履修生は、本学学生が利用できる施設の全てを利用できるとは限りません(詳しくはスポーツ健康学部事務課にてご確認ください)。

## 14. 問い合わせ

〒194-0298 東京都町田市相原4342

法政大学 多摩キャンパス スポーツ健康学部事務課

電話：042-783-3003 (平日 9:00~11:30、12:30~17:00)